

6. 財政再建団体制度関係

1. 財政再建制度

一定の割合以上の大きな赤字を出した自治体が、自分で財政を運営することができなくなった場合に、国が支出や事業の中身を一つひとつ決めて立て直す制度。

単独事業の中止など地域独自の取り組みができなくなるうえ、使用料や手数料の増額など住民生活にも影響が出る。

2. 適用団体となった場合に予想される影響

- ・独自の政策が認められない
- ・全国の自治体と比べて最高の住民負担額となり、サービスは最低限となる。

(1) 歳出の削減

補助金等の減額・廃止

- ・商工会や社会福祉協議会、体育協会など関係団体に対する補助金
- ・結婚祝金や敬老祝金、乳幼児医療給付制度など個人に対する助成金 など

建設事業や各種投資事業の中止・縮小

- ・道路・河川等土木事業や教育・文化に係る施設整備事業 など

維持管理経費の削減

- ・議員や職員の削減、給与カット
- ・住民自らによるサービスの実施 など

(2) 歳入の確保

使用料や手数料の増額

- ・保育料、水道料金、公営住宅家賃、証明手数料や公共施設使用料など

増税

- ・個人住民税や法人住民税、固定資産税、軽自動車税など

3. 再建団体の事例

	青森県	和歌山県	福岡県赤池町
原因	自主財源が少ないうえに、他団体に比較して職員数が多かったことと税の徴収率が悪かったため	S28大水害による人件費や災害復旧事業費及び公債費の増加	炭鉱産業に代わる企業誘致を進めるため、公社が先行取得した土地の価格下落
再建期間	S32～36	S35～37	H3～12
計画概要	<ul style="list-style-type: none"> ・増税 ・人件費の抑制 ・その他経費の削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・税の増収 ・使用料、手数料の引き上げ ・収益事業の合理化 ・人件費の抑制 ・投資的経費の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料、手数料の引き上げ ・公営住宅家賃、水道料、施設使用料の引き上げ ・人件費の抑制 ・補助金の抑制 ・普通建設事業費の抑制 ・その他経費の削減

もし今、財政再建団体に転落した場合には

赤池町の再建時期（H3～12）は交付税も増加していた時期で、現在とは財政状況も大きく相違。もし今、適用団体となった場合は再建に数十年かかる可能性がある。

適用を受けた場合でも、国からの財政支援措置はほとんどなく、上記の歳出削減と歳入確保で再建を図っていかねばならない。

すでに一定の行革が進んでいる段階において、内部努力には一定の限界がある。

住民負担の増加による人口流出により、更なる人口減少や地域経済の悪化が懸念される。